

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年8月23日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4）平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5）その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
- 注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 170597

国名：トルコ 担当：トルコ事務所

案件名：シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年8月23日から2017年8月29日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年8月23日から2017年8月29日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2017年9月8日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：9月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：9月下旬～10月上旬

2 業務の内容

【概要】

2011年から続くシリア内戦により、トルコは依然として世界最大のシリア難民を受け入れており、その数は2017年4月現在で約300万人に上る。JICAは2016年5月～2017年2月にかけて情報収集・確認調査を実施し、脆弱な立場にあるトルコ人やシリア難民の支援ニーズを確認すると共に、シリア難民を含む脆弱な人々に社会サービス全般を提供する家族・社会政策省の能力強化支援の可能性について調査した。同調査結果を受け、同省はシリア難民支援に関する新規技術協力を日本政府に要請した。しかし、要請内容が多岐に渡っているため、更なる絞り込み・内容の明確化が求められている。本業務では、実施済みの調査結果を踏まえ、シリア難民に対する心理社会的ケアの質向上とシリア難民の社会統合の促進に関し、トルコ・シリア両住民のニーズをより明らかにすること等を通じ、要請済み技術協力の内容の絞り込みと、同分野での今後のJICAの支援方針を検討することを目的として実施する。

【主な調査内容】

- 1．シリア難民に対する心理社会的ケアの質向上及びシリア難民の社会統合促進に関する情報収集と支援策検討
- 2．モバイルSocial Service Center(SSC)（注）の有効性評価と支援策検討、モバイルSSC調達
- 3．SSCスタッフの能力強化トレーニングに関するニーズ把握、効果的な支援策検討
- 4．パイロットプロジェクトとしてモバイルSSCを用いたカウンセリング・SSCスタッフの能力強化研修の実施
- 5．調査を通じた要請済み技術協力の内容の絞り込み・同分野での今後のJICAの支援方針検討

注：同省は各県で複数のSSCを運営し、貧困層や脆弱な立場にあるトルコ人住民に社会サービスを提供してきたが、現在サービスの対象範囲をシリア難民にも広げることを検討している。特に、同省は外出の機会の少ない女性や子供に対し、車両で各世帯を回り心理社会的ケアやカウンセリングを提供する「モバイルSSC」の導入を検討しており、本業務では、その有効性を分析した上で、モバイルSSC導入（設計から調達を含む）を支援する。

3 条件等

- (1)参加要件
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (2)参加の制限
特になし。

4 契約期間（予定）

2017年10月下旬～2018年12月下旬

5 想定人月（予定）

17.33 M/M

以上